

議案第 5 3 号

大口町特定個人情報保護条例の一部改正について

大口町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 9 月 1 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例

大口町特定個人情報保護条例（平成27年大口町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第29条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町特定個人情報保護条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(保有特定個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第29条 実施機関は、訂正決定により保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(保有特定個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第29条 実施機関は、訂正決定により保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

改正要旨

1 改正概要

デジタル庁が発足し、情報提供ネットワークの所管がデジタル庁に変更されたことにより、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改めています。（第29条関係）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）が改正され、個人番号を活用した情報連携・特定個人情報の提供範囲が拡大されました。転職したときに、従業者本人の同意を得て、使用者が他の使用者にその従業者の個人番号を含む特定個人情報の提供を可能とする規定が、番号法第19条第4号として追加され、引用している号が繰り下がりましたので改正するものです。（第29条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。